

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 39(オ)694	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	所有権移転登記手続等請求	原審事件番号	昭和 36(ネ)2009
裁判年月日	昭和 41 年 1 月 21 日	原審裁判年月日	昭和 39 年 1 月 31 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	破棄差戻		
判例集等	民集 第 20 卷 1 号 65 頁		

判示事項	民法第五五七条第一項にいう履行の着手と履行期の約定
裁判要旨	履行期の約定がある場合であつても、当事者が債務の履行期前には履行に着手しない旨合意している等格別の事情のないかぎり、右履行期前に民法第五五七条第一項にいう履行に着手することができないものではない。

全 文	
主 文	原判決を破棄する。 本件を東京高等裁判所に差し戻す。
理 由	上告代理人岡田実五郎、同佐々木熙の上告理由第三点について。 民法五五七条一項にいう履行の着手とは、債務の内容たる給付の実行に着手すること、すなわち、客観的に外部から認識し得るような形で履行行為の一部をなし、または、履行の提供をするために欠くことのできない前提行為をした場合を指すものと解すべく、債務に履行期の約定がある場合であつても、当事者が、債務の履行期前には履行に着手しない旨合意している場合等格別の事情のない限り、ただちに、右履行期前には、民法五五七条一項にいう履行の着手は生じ得ないと解すべきものではない。 しかるに、原判決は、売買代金の提供が民法第五五七条に定める売買契約の履行の着手となるためには、その当時履行期が到来していることを要するものと解すべきであるとし、履行期到来の立証がない以上、履行の着手があつたとする上告人の主張は理由がない旨判断して上告人の本訴請求を排斥するものであって、原判決の右判断は、民法第五五七条一項の解釈適用を誤り、ひいて理由不備の違法をおかしたものとわざるを得ない。論旨は理由がある。そこで爾余の論旨に対する判断をまつまでもなく原判決は破棄を免かれず、更に審理を尽させるため、原審に差し戻すべきものとする。 よつて民訴法第四〇七条に従い、裁判官全員の一致で主文のとおり判失する。 (裁判長裁判官 奥野健一 裁判官 山田作之助 裁判官 草鹿浅之介 裁判官 城戸芳彦)

※参考：判例タイムズ 188 号 111 頁、判例時報 440 号 31 頁、不動産取引の紛争と裁判例〈増補版〉RETIO703 頁